

# 太田市社会教育総合センター ご案内



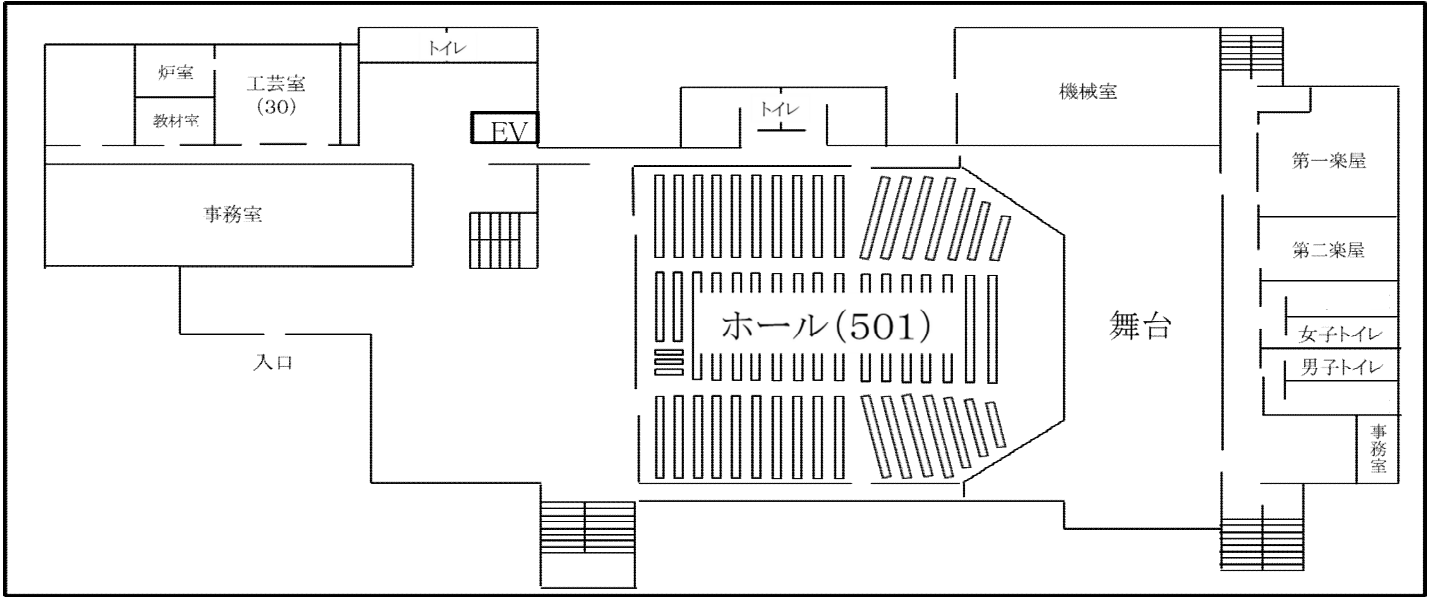
■ 市民の自由なたまり場です ■

■ 市民の集団活動の拠点です ■

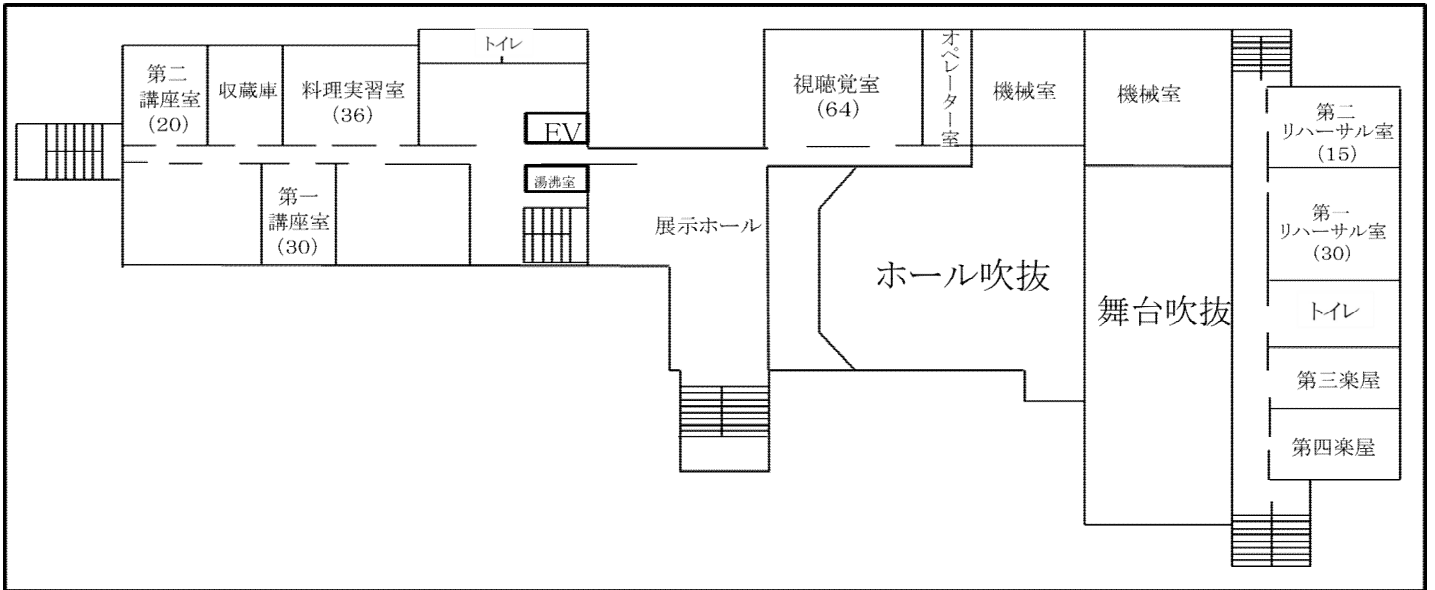
■ 市民の豊かな生活づくりの学習や活動の広場です ■

# 館内施設のご案内

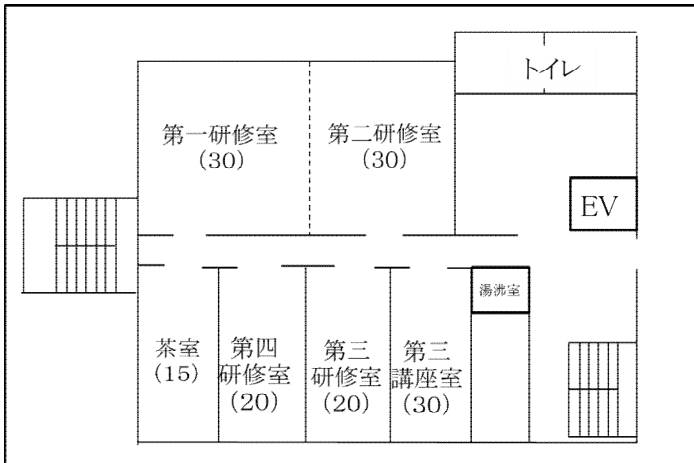
## 1 F ホール・第一楽屋・第二楽屋・工芸室・炉室・自動販売機



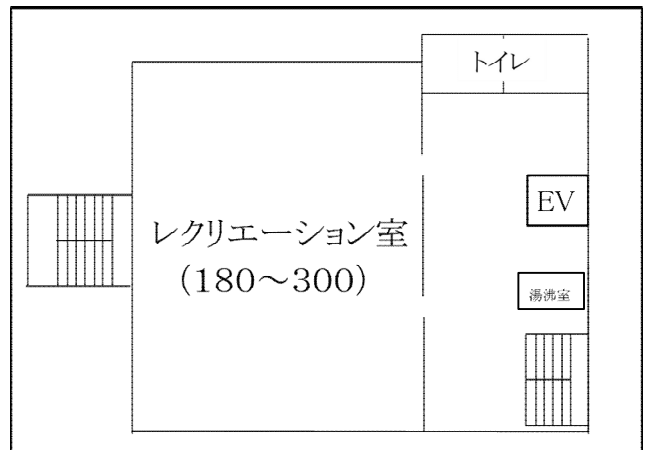
## 2 F 展示ホール・第一講座室・第二講座室・料理実習室・視聴覚室 第一リハーサル室・第二リハーサル室・第三楽屋・第四楽屋



## 3 F 第一～四研修室 (和室) 茶室・第三講座室



## 4 F レクリエーション室



## ご利用案内

### ◆開館時間

・9時から22時まで(ホール、展示ホールは9時から21時まで)

### ◆休館日

・年末年始(12月29日から1月3日まで)  
・月末点検日(毎月月末。ただし、その日が土日祝日にあたる場合はその前日)

### ◆利用申込み受付

・所定の申請書をご提出ください。  
・利用希望日の3ヶ月前の月の初日から受付ます。  
(ホールは6ヶ月前の月の初日から)  
・社会教育関係団体等は6ヶ月前から受付ます。  
(ホールは10ヶ月前の月の初日から)  
・受付時間は8時30分から17時15分までです。(休館日・土日祝日は受付できません)

### ◆使用料の納入

・使用料は、申請書の提出と同時に納めていただきます。  
・ホール等の付属設備使用料については使用後に納めていただきます。

### ◆使用料の減額・免除

・太田市民(両毛広域圏を含む)・社会教育関係団体・公共団体・福祉団体等が使用するときは、使用料は無料です。(ホールは有料ですが、減免措置がある場合があります)

### ◆使用料の還付

・いったん納めていただいた使用料は、お返しできません。ただし、次の場合にはお返しすることがあります。

- ①使用者の責任に帰せられない理由により使用することができないときは全額。
- ②使用の3日前までに使用取止めの申し出をして、相当の理由があると認められるときは、その使用料の8割相当額。

### ◆使用許可の取り消し

・使用許可を受けたあとも、市条例、規則に違反したとき、不正の行為により使用の許可を受けたとき、その他公益上特に必要があるときは使用許可を取り消すことがあります。  
・使用許可を取り消されたことにより使用者が受けた損害については、市はその賠償の責任を負いません。

### ◆継続使用期間

・次の期間を超えて使用することはできません。

- |        |    |
|--------|----|
| ①ホール   | 3日 |
| ②展示ホール | 7日 |
| ③講座室等  | 5日 |

## ご利用のまえに

### ◆会場責任者

・使用者は必ず会場責任者をおいてください。  
・催物によって、会場内外に会場係等整理要員を配置するようお願いすることがあります。

### ◆打合わせ

・ホール等をご使用になる場合は、催物の進行を円滑にするため、使用日の2週間前までを目安に事前打合わせを行います。  
・催物によって、照明、音響、映写他の要員を使用者に負担していただくことがあります。

## ご利用にあたって

### ◆定員の厳守

・事故防止のため、いかなる場合も定員を厳守してください。

### ◆使用許可書の提示

・「使用許可書」を事務室に提示して係員の指示に従ってください。

### ◆原状回復

・会議室の机・椅子・設備等の配置は基本型があるので、配置を変えたときは必ず基本型に戻してください。  
・施設・設備・器具等を破損、紛失したときは、相当額を賠償していただきます。

### ◆注意事項

- ①立看板、花輪、ポスター、チラシ等の掲示又は配布は、指定の場所以外はできませんので、あらかじめ事務室の承認を受けてください。
- ②ホール客席及びリハーサル室、視聴覚室、展示ホールでは、飲食をすることはできません。
- ③講座室等における食事はご遠慮ください。  
※食事をとる場合は、事前に事務室にご相談ください。ただし、水分補給は可とします。
- ④湯沸室を利用する場合は、お茶の葉は利用者が持参し、湯沸室内器具は、利用後に洗浄し、元の場所に納めてください。
- ⑤敷地内(駐車場を含む)は、すべて禁煙です。
- ⑥許可なく物品の販売、寄付金の募集、写真撮影、録音等を行わないでください。
- ⑦危険物又は動物の類を持込まないでください。
- ⑧騒音、放歌、暴力等他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
- ⑨許可なく火気を使用しないでください。
- ⑩許可なく建物に貼紙をし、又はクギ類を打込まないでください。
- ⑪ご不明なことは、係員にご相談ください。

# 施設使用料

使用区分	使用時間	午前	午後	夜間	全日	午前・午後	午後・夜間
		9時～12時	1時～5時	6時～9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時
ホール (501席)	平日	14,000円	17,000円	20,000円	50,000円	30,000円	36,000円
	土曜日	16,000円	19,000円	22,000円	55,000円	32,600円	40,000円
	日曜日						
祝日							
舞台のみ 使用する 場合	平日	1,600円	3,000円	3,700円	8,000円	3,700円	6,000円
	土曜日	2,100円	4,500円	6,000円	11,200円	6,000円	9,600円
	日曜日						
	祝日						

室名	使用時間	定員	午前	午後	夜間	備考
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	
レクリエーション室		500人	6,000円	8,000円	8,000円	レクリエーション室定員500人とは、フロアに何も置かない状態で利用した場合は、 <u>いい、いすのみ</u> を利用する場合は、 <u>定員300人程度、机及びいいす</u> を利用する場合は、 <u>定員180人程度</u> とする。
第1講座室		30人	400円	500円	500円	
第2講座室		20人	300円	400円	400円	
第3講座室		30人	400円	500円	500円	
第1研修室		30人	400円	500円	500円	
第2研修室		30人	400円	500円	500円	
第3研修室		20人	300円	400円	400円	
第4研修室		20人	300円	400円	400円	
工芸室		30人	400円	500円	500円	
料理実習室		36人	400円	500円	500円	
視聴覚室		64人	500円	600円	600円	
茶室		15人	300円	400円	400円	
第1リハーサル室		30人	400円	500円	500円	
第2リハーサル室		15人	300円	400円	400円	
展示ホール		1日	4,000円		午前9時から午後9時まで	

# 備考

- 1 使用時間を超過して使用するときには超過使用料を徴収する。
- 2 ホール及びレクリエーション室の利用者が入場料等の料金を徴収する場合の使用料は規定使用料に百分の五十又は百分の百を乗じて得た額を加算する。
- 3 特別の設備又は器具を設けて電力又はガスを使用するときには実費を徴収する。ただし、持込使用電気機器については、1回百円とする。

※太田市公民館条例・施行規則による。

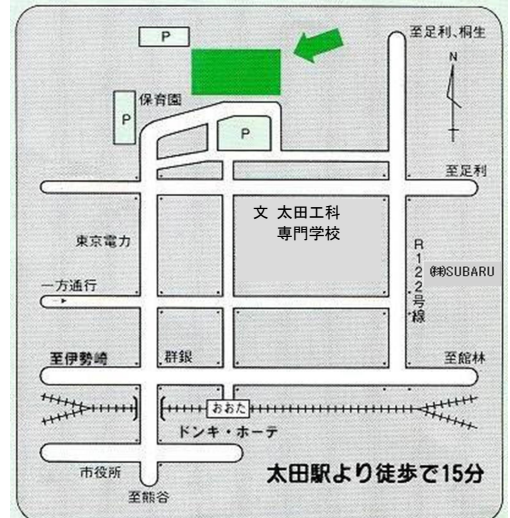


# 附属設備使用料

区分	名称	単位	1回の使用料	適用
舞台音響	グランドピアノA	1台	3,000円	
	グランドピアノB	1台	2,000円	
	アップライトピアノ	1台	1,000円	
	エレクトーン	1台	1,000円	
	所作台	1式	2,000円	
	反響板	1式	2,000円	
	松羽目(竹羽目共)	1式	1,000円	
	講演台	1式	500円	
	レクチャーテーブル	1卓	300円	
	びょうぶ	1双	1,000円	
	平	1枚	100円	
	上敷	1巻	100円	
	ひもせり	1枚	20円	
	地がすり	1枚	500円	
	指揮者	1台	200円	
	指揮者講演台	1台	100円	
	講演台	1台	50円	
	長机	1卓	30円	
	折りたたみいす	1脚	30円	
	大太鼓	1式	300円	
場内拡声装置	1式	1,000円		
エレベーターマイク	1本	500円		
マクロフォンA	1本	500円		
マクロフォンB	1本	300円		

区分	名称	単位	1回の使用料	適用	
舞台音響	CD・MDプレイヤー	1台	500円		
	マイクスタンド	1本	200円		
	ワイヤレスマイク	1式	500円		
	エコーマシン	1式	500円		
	ステージスピーカー	1式	100円		
	16ミリ映写機	1式	1,000円	固定式	
	スクリーン	1式	500円		
	フットライト	1列	300円		
	アッパーポリゴンライト	1列	500円		
	ローアホリゾンライト	1列	500円		
照明	ピンスポットライト	1台	1,000円		
	スポットライト	1台	100円	500ワット	
	スポットライト	1台	200円	1キロワット	
	ポーターライト	1列	500円		
	エフェクトマシン	1式	400円		
	ミラーボール	1台	300円		
	オーロラマシン	1台	400円		
	ビーマックス	1台	100円		
	講座室等	16ミリ映写機	1台	500円	移動用
		8ミリ映写機	1台	300円	移動用
レクチャーテーブル		1卓	300円		
講演台		1卓	300円		
マイクロフォン		1本	300円		
CD・MDプレイヤー		1台	500円		
ロビーカウンター	1式	1,000円			

## 太田市社会教育総合センター案内図



## 太田市

### 社会教育総合センター

太田市熊野町 23 番 19 号

TEL 0276(22)3442(代)

FAX 0276(22)3488